

東海地方における女子中等教育の展開（第3報）

—実科高女の誕生と高女の拡充・整備期—

杉本嘉八

The Development of Female Secondary Education in the Tokai District (III)

The Birth of Practical Girls' High Schools and the Period
of Expansion and Organization of Girls' High Schools

Kahachi SUGIMOTO

はじめに

女子中等教育の拡充と整備

東海地方における女子中等教育の展開について紀要32号において学制期から学校令期までを考察し、紀要33号で高等女学校（以下高女と称する）創設期における高女創設の間の各県の対応、私立女学校の動向及び高女教育の二、三の問題について触れてきたのであるが、本号では明治末年に実科高等女学校（以下実科高女）が発足した経緯及びそれに対する各県内の対応や実科高女の果たした意義、ついで第1次大戦後高女志望者の激増に伴い、郡立、組合立、町立等の高女の増設、さらに実科高女より高女への組織変更、また郡制廃止に伴い県立移管問題とそれによる高女の整備等制度確立が中学校に遅れ、中学校教育に追随しながら展開してきた女子高等普通教育としての高女教育が、大正期において入学生徒数において中学校をりようがしてゆく拡充状況を考察し、またその間、大正期における私学の役割あるいはデモクラシーの浸透により良妻賢母主義教育是否の論議とともに女子高等教育要望の声が高まったが、東海地方の女子高等教育の動向など大正期を中心に女子中等教育の拡充、整備の問題に触れたい。

実科高女の発足

1. 発足の背景と目的

紀要33号に高女に比し、簡便に入学し得て実用、家政的技能を主にした裁縫・技芸女学校など各種学校が明治後年、とくに日露戦争後に多く各県の郡内中心都市に開設されたことに触れたが、表1及び表2は三重及び静岡両県におけるそれを示すものであり、三重県における飯南、三重両郡に見られないのは郡立飯南実女あるいは市立四日市高女実科に吸収されたものと思われ、実女成立事情に関連する。高女令公布により県立高女が各県に少くとも1校、模範校的性格をもって設置され、前後して郡立・町村組合立高女が地方都市に開設されたが、また女子中等教育熱に刺激されて郡立・組合立裁縫学校・技芸学校が増えたのであって、地方では小学校卒女子の嫁入り前3、4年間の実技修得のための教育要求の高まりが、その背景をなしていた。

1909年（明治42）5月の第7回全国連合教育会にも¹⁾

現行規程の高等女学校よりも簡易にして地方に適切なる教科目を授け得べき女学校の設置に関する規程を設けられんことを其筋に建議すること（大分県教育会提出）あるいは実用的中等程度の女子教育に関する法令を規定せられんことを文部大臣に建議するの件（宮城県教育会提出）等に実用的女学校の法制化を希望する地方の声を聞くことができる。1908年（明治41）7月文相に就任した小松原英太郎は在任3か年余、女子教育の振興には熱心であり、同年愛知県に来県し、校長等を集め、

中学校の如きは此上多く設置せられるを好まず、現在に於てすら既に濫設の憂なきに非らざるの状

況なり。併しながら女子教育の発達に伴ふ高等女学校及び女子技芸学校の如きは猶増加するの必要あるべし²⁾

と演説し、また同年全国高女校長会議において

近時一部社会ノ風紀漸ク弛緩シ動モスレハ青年女子ノ間ニモ奢侈柔惰ノ風ヲ生シ…深ク憂慮ニ堪ヘス…女子ノ教育ハ主トシテ良妻賢母ヲ作ルニアリ。忠孝ノ道ヲ弁ヘ婦道ヲ修メ常識ヲ養成シ家政ヲ料理スルニ適セシムルヲ以テ最要ノ目的トス…³⁾

と訓示して青年女子が慢りに都会に遊学するを戒めたが、このころ家政科（実科は当初家政科案）を構想していたと推測される。1910年（明治43年）10月勅令424号を以て高等女学校令が改正せられ、「第11条 高等女学校ニ於テハ主トシテ家政ニ関スル学科目ヲ修メムトスル者ノ為ニ実科ヲ置キ又ハ実科ノミヲ置クコトヲ得」と規定され、また省令23号をもって施行規則が改

表1 三重県における裁縫・技芸系各種学校(郡別)

郡名	町村(私)立各種学校	1911 明44	1910 明43	1909 明42	1908 明41	1907 明40	1906 明39	1905 明38	1904 明37	1903 明36	計
員弁	町村立裁縫学校		2	2	2						6
鈴鹿	"			1							1
河芸	"	1	1							2	4
安濃	裁縫学校 技芸女学校	2	4		1 1	1 1			1		11
一志	裁縫学校 (私) "	2		1		1	1			1	6
度会	裁縫学校	3	1	4							8
阿山	裁縫補習 裁縫学校		1		1		1				3
名賀	裁縫学校 (私) "	1	4 1								6
志摩	裁縫学校 女子手芸		2 1								3
北牟婁	(私)女子手芸						1				1
南牟婁	裁縫学校	8	2	3							13

他に各種学校女学校として津市立技芸女学校(1904)、宇治山田市立淑徳女学校(1900)、私立鐸鳴女学校(1905)がある。明治44年度三重県統計書による。1911(明治44)現在の各種学校を創立年度別にみたもの。

表2 静岡県における技芸学校・裁縫学校の開設状況

各種学校	1909 明42	1908 明41	1907 明40	1906 明39	1905 明38	1904 明37	1903 明36	1902 明35	計
公立技芸学校 (町村・組合立)	1	2	1	2	2		1		9
私立裁縫学校		2	2	1	1		2	1	9

静岡県統計書に拠る。

正され、高等小学校に附設せられ、高小卒2か年（丙号表）も認められた。実科高女は表3に示すように裁縫に重点を置き裁縫女学校的性格をもった。その設置目的は同日に出した文部省訓令に明らかである⁴⁾。

近時女子教育ノ進歩ニ伴ヒ実科的各種学校ノ設置ヲ企画スルモノ漸ク多キヲ加ヘントス然ルニ郡市町村等ノ如キ公共団体ニ於テハ之ヲ設置セントスルニ何等規定ノ拠

ルヘキモノナクシテ不便ヲ感スルコト尠シトセス…今回ノ改正ニ於テ高等女学校ニ実科ヲ置クコトヲ得シメ其ノ学科課程ニ於テ特ニ裁縫ニ重キヲ置キ実業ヲ加ヘ…女子ヲシテ修学ノ為遠ク父母ノ膝下ヲ離レシムルカ如キハ訓育上頗ル考慮ヲ要ス…一般公共団体ヲシテ単独ニ実科高等女学校ヲ設置シ又ハ高等小学校ニ併設スルヲ得シメ以テ其ノ設置ヲ簡易ニシ地方ノ女子ヲシテ成ルヘク其ノ地方ニ於テ必要ノ教育ヲ受クルノ便ヲ得シメ

地方公共団体が設置に簡便な裁縫を主にした女学校を設置し易いようにした意図が明らかである。勿論これに対して今度の学制は女子教育上よりみて退歩的施設とみる批判もあり、「女子教育の第一義は常識に富み品位ある婦人を作り健全なる国民の妻として母として…子女の教育者たらしむるにあり。然るに裁縫・手芸や割烹の如きを多く課せんとするが如きは反って女子教育の本義を沒了せんとするもの…⁵⁾あるいは成瀬仁藏の「実用といふ語が極端に解釈せられ、女子は裁縫料理に通ずればそれで可いとする様な状態は唯一時の現象に止って、遠からず頭脳教育人格教育の必要が一般に認められるに至るであろう」⁶⁾という批判があった。文部省も実科が国語・数学の如き主要科目の時間数を減らさないこと、茶儀・挿花・琴などは望ましくないと非公式に表明し⁷⁾、長谷場文相も1911年（明治44）9月実科高女校長会で「実科高女の教授に於ては家事・裁縫等に多くの時間を割けり、然れども実科高女の目的は高女と同じく女子の高等普通教育を施すにあるを以て單に技芸の教授のみを主とし、他の普通学科を閑却するが如きは固より其の本旨にあらず…⁸⁾」と訓示した。

2. 東海4県の実科高女

1911年（明治44）度高等女学校196校、うち実科を併設したもの49校、実科高女新設44校⁹⁾で、大正年間における高女・実科高女の学校数の推移は表4の示す通りであるが、全国的には広島・大分県等に多い。東海4県における実科高女設置状況は表5の通りで静岡県に多く開設されている。同県では安倍・富士・磐田・

表3 実科高女における裁縫時間

入学資格	修業年限	適用表	A教授時間	B裁縫時間	$\frac{B}{A}$
尋小卒	4年	甲号表	140時間	64時間	46%
高小1修了	3年	乙号表	106時間	50時間	47%
高小卒	2年	丙号表	72時間	36時間	50%
高女	4年		112時間	16時間	14%

「明治以降教育制度史」第5巻285～287頁より作表。

表4 大正年間における高女・実科高女の学校数の推移

西暦	和暦	公立		私立		計
		高女	実女	高女	実女	
1912	大正1	156	78	53	12	299
1916	大正5	167	128	60	20	375
1921	大正10	329	133	86	29	577
1926	大正15	485	174	176	24	859

文部省年報、第40年報（大正1）、第44年報（大正5）
第49年報（大正10）、第54年報（大正15）による。

周智・志太郡等各郡の中心地に組合立・町立て開設された。愛知・岐阜両県は文部省の趣旨に従い県立高女を主に併設したという感がある。三重県において開設された実科高女の前身をみると、伊賀実女は1899年高小に裁縫科、1904年裁縫専修科、翌年白鳳裁縫学校、1909年阿山女子技芸学校であり、飯南実女は1910年郡立飯南女学校、南牟婁実女は1906年郡立女子技芸学校、

表5 東海4県における実科高等女学校(高女に実科設置校を含む)設置状況

西暦	和暦	愛 知	静 岡	岐 阜	三 重
1911	明治44	組合立犬山実女、県立高女(実)、岡崎高女(実)	組合立巴実女、私立浜松実女	県立岐阜高女(実)、県立大垣高女(実)、町立中津川高女(実)	郡立伊賀実女、郡立飯南実女、郡立南牟婁実女、市立四日市高女(実)
1912	明治45	町立新城実女	町立大宮実女		市立宇治山田実女
1913	大正 2		町立掛川実女		
1915	大正 4		組合立富士実女、町立二俣実女		
1917	大正 6		組合立樺原実女	町立高山実女	
1918	大正 7		組合立志太実女、町立氣賀実女	町立八幡実女	
1919	大正 8		町立森町実女、組合立島田実女、組合立大仁実女 私立北浜実女		
1923	大正12		町立三ヶ日実女		上野町立実女、名張町立実女
1924	大正13	私立大谷実女	町立松崎実女	町立船津実女	
1925	大正14			私立岐阜実女	神戸町立実女、市立津高女(実)

各県統計書及び「全国高等女学校、実科高等女学校ニ關スル諸調査」に拠る。実女は実科高等女学校、高女(実)は本科の外に実科を設置した高等女学校を示す。年度は開設年度。

宇治山田実女は1897年私立淑徳学舎、1903年町立淑徳女学校であり、各種学校を実科高女に引き直した事情を見る事ができる。実科高女は全国的には1918年(大正8)度をピークとして漸減し、また1923年(大正12)度より若干増えていった。漸減したのは実科高女が高女に組織変更した学校の増加によるものであり、1923年度頃より若干増えたのは都市部において高女教育が定着したが、その都市または周辺部で女子の高小卒の増加に伴い、高小卒女子の就学継続のため上野町立実女の如く修学年限2年の実務的女学校設立の必要があった為である。実科高女の多くは高小に附設され、郡長等が率先して地域の要望に応え奔走して設置した例が多いが、県立高女が県内の最高レベルの女子中等教育機関であり、ついで公私の高女、一段下に実科高女、さらにその周辺に公立技芸学校、さらに私立裁縫学校の各種学校が存在した。実科高女の開設に伴い、各種学校がそれに吸収されて減少した現象もあり、また実科高女の多くは1919、'20年(大正8・9)頃よりさらに高等なるものを求めて高女に組織変更していくが、女子中等教育の拡充あるいは格上げに貢献したことは認められるところである。

高女の増設・拡充と私学の役割

1. 中学をこえた拡充

大正期における中等教育は第一次世界大戦終了頃より急速に伸び拡充期といえる。表6に示すように中学校も多く増設されたが¹⁰⁾、とくに高女の拡充が顕著であり、増加率は9年間で2.19倍、中学校の1.58倍に比して著しい伸びである。このような全国的状況の中にあって、東海4県の大正期における高女(実科高女を含む)の校数及び入学者数の推移を各県別にみると(表7)、校数、入学者数とも最も伸びの高いのは岐阜県であり、次いで学校数では大正期後半私学が多く増設された愛知県の増設が顕著であり、入学者数の増加比では静岡県で、三重県は4県の内では最も低い。また表8に示した全国状況¹¹⁾と比較しても、岐阜・愛知・静岡3県は

何れも全国状況をこえており、東海地方は全国的にも女子中等教育の量的な面では伸張の著しかった地域といえる。また名古屋市は1921年（大正10）大規模な町村の編入もあって市域の拡大と人口増

表6 大正期における中学校・高等女学校数の推移とその増加比

西暦	和暦	中等学校数	増加比	中学校数	増加比	高等女学校数	増加比
1917	大正6	1,314	1.00	329	1.00	395	1.00
1920	大正9	1,558	1.19	368	1.12	514	1.31
1923	大正12	1,898	1.45	468	1.43	685	1.74
1926	大正15	2,333	1.70	518	1.58	862	2.19

「日本近代教育百年史」第5巻、上164～165による。ただし、ここでは中等学校数のうち、実業学校数及び実業補習学校数は省く。

が顕著で15年間で2倍近くになり、入学志願者増を私学の増設で賄ってきたといえる。

表7 大正期東海4県における高等女学校数(実科高女を含む)、入学者数(本科・実科)の推移とその増加比

西暦	和暦	愛 知				静 岡				岐 阜				三 重			
		学校数	増加比	入学者数	増加比												
1912	大正1	9	1.00	754	1.00	9	1.00	564	1.00	3	1.00	306	1.00	7	1.00	406	1.00
1916	大正5	12	1.33	1,037	1.38	12	1.33	773	1.37	4	1.33	391	1.28	6	0.86	490	1.21
1921	大正10	21	2.33	2,255	2.99	21	2.33	1,976	3.50	10	3.33	947	3.09	9	1.29	970	2.39
1926	大正15	28	3.11	3,364	4.46	26	2.89	2,744	4.87	16	5.33	1,604	5.24	15	2.45	1,544	3.80

学校数は公立・私立の高女・実科高女の合計数、入学者数は公立・私立の本科・実科の合計数を示す。各県統計書に拠る。

三重県の1916年度1校減は南牟婁郡立実科高女が1913年(大正2)郡立技芸女学校に組織変更したため。

2. 東海各県の拡充状況

愛知県は明治末年に県立中学校5校、私立5校、大正期に入って県立中学志願者数は3倍にも達し、県議会で中等学校4校建設決議案を可決¹²⁾、1918年(大正7)中学3校、実業2校新設、翌年紛糾した私立明倫中も県立移管、さらに1922年(大正11)中学校増設ニ関スル意見書採択、1924年より順次4校増設など主として県立てで増設されてきた。一方、高女は明治末年に県立1校、郡市町立5校、私立1校、実女2校であったが、大正期に入って1914年一宮町、翌年津島町に開設され、県立は1914年県立高女に1学級増設に止まったが、1915年女子師範の第一部生廃止に伴い、県立第二高女を併設したが、県議会で1917年(大正6)廃止意見書採択、廃止建議案を可決、知事は文部省と交渉、1916年(大正5)県会で当局の釈明により漸く存続に決定した。これをみても県議会は県立高女増設の意図はなかったものと考えられる。1916年新城実女が高女に、同年私立相山、1918年西尾町、1919年犬山実女が高女に、私立皇華、1920年宝飯郡立、1921年丹羽郡立、安城・刈谷の両町立、私立名古屋・中京の両高女、1923年横須賀町立、私立相山第二、桜花の両校、1924年名古屋市立第三、拳母・瀬戸両町立、私立大谷実女のように大正期後半の開設が顕著であるが、後述の

表8 大正期、高等女学校数及び入学生徒数の推移とその増加比

西暦	和暦	学校数	増加比	入学生徒数	増加比
1912	大正1	299	1.00	23,133	1.00
1916	大正5	378	1.26	28,713	1.24
1921	大正10	580	1.96	55,563	2.40
1926	大正15	862	2.88	89,333	3.86

学校数は公・私立の高女・実科高女の合計数、入学生徒数は公・私の本科・実科の入学生徒数の合計で、補習科・選科・専攻科は含まず。各年度の文部省年報により作表。

郡制廃止に伴う県立移管を除けば、愛知県は県が新設するよりも、郡市町立として開設されてきたし、私学も名古屋市を中心として拡充を荷ってきた。

静岡県は明治末年までに中学校は県立5校、郡立2校、高女は県立1校、郡立2校、市立1校、私立1校、実女は郡立2校、町立1校、私立2校で、中学の郡立2校の県立移管も容易でなく豆陽中学は1918年（大正7）県会で漸く認められた。静岡県における中学の増設は愛知・三重に比し遅れた感はあるが、1922年より1924年にかけ5校設置された。同県は実科高女が組合立・町立で多く開設されたが、大正期前半に独立の校地・校舎をもって高女に組織替えした。同県も大正初めは県立高女1校であるが、1915年（大正4）通常県会¹³⁾で、庄司議員が「県が女子教育に頗る幼稚であるは甚だ遺憾、男子部教育経常費は17万9千円余の多額であるに、女子教育費は1万3千余円で男子の1割にも達せぬ。我が國が概して女子教育に冷淡である如く当県もその例に洩れぬ、漸次散在する女学校の内容を改善し、我県が各県に率先して経済の許す範囲で奨励されたい」と要望したが、同県も地方の努力によって女子中等教育の拡充が図られてきた。さきに挙げた実科高女の高女へ組織変更の外、1919年（大正8）郡立下田、組合立の富士と大仁の両校、1924年（大正13）私立誠心、1925年私立中泉が開設されたが、同県も郡立、組合立、町立等の地方自治団体の努力によって女子中等教育の量的拡大が図られてきたのである。

岐阜県は明治末年、中学校は県立4校、高女は県立2校、町立1校であったが、1915年（大正4）志願者の多い岐阜高女の入学難緩和のため、県会に女子師範に加納高女併設を提案し¹⁴⁾、県会では岐阜市に2校設置されるに対し、北濃及び飛騨に女子教育施設皆無等異論もあったが、可決され1学級併設された。1916年（大正5）県会で、1917年度より開設予定の町立高山高女への800円補助案に対し、中津川実女に補助がなく「中等教育は町村若くは郡で施設して完全なる結果を望み得るや、一高山実女にのみ補助し女子教育が世の進運に伴っている施設と信ぜられるか」あるいは「僅かに二・三の高女さえ設立できそうもない貧乏な岐阜県経済はどうなっているのか」等質問があり、理事者から「本県も追々と実力が進歩して来ると遠からず県会に多数の中等学校の新設若くは郡、町立学校の県移管案を提出する」と答弁してその時は切り抜けたが、翌1917年（大正6）県会で岐阜県は愛知・三重・長野等の隣接県に比し中等教育は不振とされ、県会側要求による提出資料によると、大正5年度人口1人当たり教育費全国平均32.1銭、岐阜22.7銭、人口千人に付中学生徒近県2.08人、岐阜2.06人、高女、近県、2.03人、岐阜1.44人と不振状況を示した。同年県会で岐阜県の中等教育施設の不充足は人材養成策において欠陥あるものとされて、

本県ハ人材養成・方法ニ於テ欠クル処アリ、速ニ適當ノ施設アラム事ヲ望ム

という人材養成施設要望に関する建議案が可決され、1918年（大正7）県会でも岐阜県の中等教育施設に大なる欠陥があり、全国状況に比し頗る懸隔あるのみならず隣県に比し非常の遜色のあるは明白な事実という趣意の意見書が採択された。1919年（大正8）県会で鹿子木知事より中学2校新設とともに岐阜、大垣両高女の定員増及び中津町立高女の県立移管が提案され可決、1920年（大正9）県会で高山実女、1918年開設の町立八幡実女への補助金が増額された。1921年（大正10）関町立実女の外に海津・本巣・羽島の郡立3高女が開設された。さらに1923年（大正12）町立多治見、1924年（大正13）大垣市立高女が開設され、また1922年（大正11）私立富田、1925年（大正15）私立佐々木の両高女が開設されたが、私学については後でその間の事情を記したい。兎も角、岐阜県は1918、'19年ごろ中等教育不振が問題となり、「岐阜県教育雑誌」¹⁵⁾においても「本県の女子教育は近隣5県に比較して最下位にあるといふことは蓋し吾

人の看過すべからざる所」と述べているが、最下位意識が底流となってか、それより急速に女子中等教育の拡充が図られたとみることができる。

三重県は明治末年において高女は県立1校、郡立1校、市立2校、実科高女は郡立3校であったが、郡立南牟婁は1913年（大正2）郡立技芸学校となり、1918年（大正7）度より郡立実女2校が高女に組織変更されたが、1920年（大正9）に至るまで入学定員は増員されたものの、高女、実女の増設されることとはなかった。男子中等教育は県立中学校4校、県立実業学校4校に加えて1919年（大正8）度より中学2校、実業1校が増設され県段階では男子中等教育が優先した事実は否み難く、知事自身も県立高女卒業式に臨み「教育の進歩は特に男子に著しく女子に於ては遺憾ながら之に伴はず」と述べている。

大正期に入っては1920年（大正9）度河芸郡立高女、南牟婁郡立高女、1921年（大正10）度郡立鈴鹿高女、1922年（大正11）度県立尾鷲高女、町立名張実科高女、1923年（大正12）度上野町立実科高女、1925年（大正14）度津市立高女、神戸町立実科高女、1926年（大正15）度富洲原町立実科高女が新設された。河芸郡立高女は郡出身で大連で成功した実業家の寄附金が動機で郡立高女が設立されたが、設置した白子町の政争がからんで土地買収、学校建設が難航した。南牟婁郡立高女は郡立実科高女を一旦、郡立技芸学校に変更したが「時運の進展に鑑み女子教育の発展向上」を求めて高女として再発足した。県立尾鷲高女は1919年（大正8）の県会¹⁶⁾で中学校増設に洩れた当時、陸の孤島ともいべき尾鷲町に見返えりに高女設置した性格のものである。町立名張実女は伊賀地方南部は女子中等教育機関がなく、名賀郡長・名張町長らの間で設立の動きはあったが負担関係では郡立の了解が得られず、名張町立として設置された。津市は県立高女があるものの高女入学志願者激増に応えて市単独で設置されたもので、何れも大正期後半に入り女子中等教育要求の声が高くなり新設されてきたものである。

3. 私学の役割

東京府は明治年間設置された高女は府立4校に対し、私立22校を数え、大正年間府立4校、市立1校増設に対し、私立高女24校新設され、府の人口増や女子中等教育要求の向上に私立高女の増設によりカバーしてきた感がある。東海地方においても愛知県を主として静岡、岐阜の各県で大正年間、多くの私立高女が新設されて女子中等教育の要求に応えてきた。愛知県の内でもとくに名古屋市は人口1911年（明治44）42万、1916年（大正5）40万、1921年（大正10）63万、1925年（大正14）77万と大正年間に約1.84倍に増加した¹⁷⁾。これは1921年（大正10）市周辺の千種・東山・中村・笠寺・枇杷島等の町村を大規模に編入したことにもよるが、この人口増と女子中等教育向上の住民の要請に市立第三高女（1924年設立）の新設のみでは応える事が出来ず、大正年間、私立高女7校が新設された事情がある。しかも愛知淑徳（1906—明治39）、楣山（1916—大正5）の外は皇華（1919—大正8）、名古屋と中京は何れも1921年（大正10）、楣山第二と桜花は1923年（大正12）愛知常磐（1924—大正13）のようにほとんどの高女は大正期後半に新設されてきたものである。

静岡県は不二・静岡精華・西遠の如く明治年間に創始起源があって大正期に高女に組織変更した学校に加え、誠心（1924—大正13）、中泉（1925—大正14）、北浜実女（1919—大正8）が新設された。岐阜県においても1906年（明治39）発足した富田女学校が1922年（大正11）、1903年（明治36）発足した佐々木裁縫女学校が1924年（大正13）それぞれ高女に組織変更し、1918年（大正7）片桐竜子が創設した岐阜裁縫女学校が1925年（大正14）岐阜実科高女に組織変更した。以上の私立高女の多くは裁縫を主にした実技・家政教育の各種学校としての実績の上に、大正期に高女に組織変更し独自の教育方針・教育目標をもって女子中等教育に従事した。また大正

期においても宗教、情操教育の立場を保持して、依然として高等女学校に類する各種学校であった名古屋市の金城女学校や静岡市の静岡英和女学校等がある。何れもメソヂスト教会設立によるミッショナリースクールで、金城女学校は1914年（大正3）施設を充実して翌年専門学校入学資格の指定を受け、1917年（大正6）専攻科設置、1922年（大正11）修業年限を5年にするなど教育内容を充実したが、依然として各種学校であった¹⁸⁾。静岡英和女学校¹⁹⁾も「キリスト教徒たる生徒各自に、自分がキリストのために働く者であるという自覚を与える」ことを目的とした建学精神を守ってきた。なお同じメソヂスト系の名古屋市の清流女学校は1920年（大正9）廃校となった。

私立高女は女子中等教育要望の声に応え、また入学難緩和にも応えて設立されてきた面もあるが、独自の教育方針をもって設立され、建学精神として学校教育面に活かし、家庭的環境の中で徳性涵養の実践を進めてきた特色がある。愛知淑徳高女は²⁰⁾、仏教布教事業で活躍していた吉森梅子が女婿小林清作を名古屋に招き、日本主義をもって淑徳を涵養し、十年二十年先に役立つ家庭婦人の養成を建学精神としていた。帽山高女は²¹⁾東京渡辺裁縫女学校で修学した帽山正式が女子技芸教育の方法を改善確立し、独立自営しうる能力と家庭において良妻賢母たり得る女子の教育を方針として建学し、「愛知教育」誌上にもしばしば裁縫教育の改善あるいはその実践等を発表し、普通の家庭に適合せる実用的女子の養成を目的として同校の社会的使命としてきた。名古屋高女²²⁾は越原春子が1905年（明治38）淑徳女学校の創立時、21歳で家政科教師となり入学式で式辞も述べたが²³⁾、翌年従姉内木玉枝が経営する中京裁縫女学校に移り、1914年（大正3）末まで裁縫科教師としての実績を積み、私学経営の計画を育てて来た。1915年（大正4）女子徳性と実用的能力の啓発と良妻賢母養成を目的として夫の越原和とともに名古屋女学校を創設し、1921年（大正10）親切を校訓として高女に発展させ、家庭生活の改良、女子の経済的自活力の養成を目標に教育を進めた。西遠高女²⁴⁾は1906年（明治39）岡本巖・欽夫妻が浜松女子技芸学校、1911年（明治44）西遠実科高女、1920年（大正9）、西遠高女に組織替えしたが、巖は「婦人の中に未来の人は眠れり」との信念から、婦人の持つ技能を伸張させ、高い教養、子供への理解をもつ母親の育成こそ女子教育の理念として建学精神を発展させてきた。富田高女²⁵⁾は岐阜高女の教師であった富田かねが1906年（明治39）教育理想をもって富田女学校を創設し、1922年（大正11）高女に組織替えしたが、「家庭の主となる女子のためにあらゆる理想を蒐めた模範的家庭設備を作り国民生活の改善という新理想の下で家事教育の革新を図りたい」と述べているが、教育理想に燃えて学校経営を進めてきたといえる。私学の一部に触れたのみであるが、教育理想に燃えて創設し、建学精神を軸として財政的に困難な環境下で私学経営を進め女子中等教育の一翼を荷ってきた私学の役割を評価したい。

郡制廃止と高女の整備

郡制は明治年間及び大正期前半において再三改正され、その間1904年（明治37）以降郡制廃止法律案も再三提出されたが、1918年（大正7）原敬党政内閣出現以来再燃し、ついに第44議会で議決せられ、1921年（大正10）4月法律第63号で「郡制廃止に関する法律」が公布された。郡制廃止に伴い、当然各県において高女、実業学校など郡立学校の処置が課題となった。1921年（大正10）4月16日内務・文部両次官連名で各府県知事あて次の通牒が発せられた。

公立実業学校高等女学校（実科高女を含む）は、之を府県の経営に移し、万不得已を得ざる場合に非ざれば町村組合等の経営に移さざる事、尚此際学校の廃止又は其種類の変更は之を避くる事

その理由として「従来中学校は大体府県の経営たるに反し、実業学校・高等女学校は郡市以

下の団体の経営に属するもの多く、之が為其の内容動もすれば充実を欠き、教育上遺憾の点なきに非ず。…此際郡制廃止に伴い郡立中等学校は総て之を府県の経営に移し、益々其振興を計らざるべからざる所…」を挙げ、町村又は町村組合に移すが如きはないようにと通牒した。

法律の施行日は1923年（大正12）4月1日であるから各県はそれまでに郡立学校の県立移管問題を処置しなければならなくなつた。愛知県は1921年（大正10）通常県会に知多・宝飯・丹羽各郡立高女とともに津島・刈谷・西尾・新城の各町立高女の県立移管諮問案を提出した。知事は県下の学校分布状況から公平を期するため郡立と同時に4町立高女が知事の指定した設備完成をまつて県立移管の意図であった。県会では先行の安城・犬山両高女の洩れたことに意見続出し、議長は両校も同一条件で県立移管を適當とする条件を付して答申した。しかし県会は翌年1月刈谷高女を除き安城を加えて決定した。その理由に刈谷町は憲政会の地盤、安城町は政友会の地盤であり、多数を占めた政友会による入替えと考えられ、打撃を受けた刈谷町の町長・議長が連袂辞職、町民に謝する騒ぎに発展した。刈谷高女は既に施設を完了し、1922年（大正11）通常県会に町立犬山高女とともに県立移管意見書が提出されたが、移管が認められず1924年（大正13）知事の移管提案に県参事会は削除修正、知事は参事会の意向を無視して県会に提出、憲政会・政友会騒然たるなかで論戦、ついに20：27で知事提案が否決されたので、知事は再議を命じたがこれも否決されたので、山脇知事は主務省に原案執行手続きを執り、漸く1925年（大正14）度より県立となつた。県立移管問題を機に教育上の問題が党派的感情を丸出しに露呈して党略に翻ろうされた例であるが、移管となった各高女とも郡あるいは町で敷地5千坪以上、校舎900坪以上その他寄宿舎、図書など移管条件を満たすべく努力が払われて、移管を機に同県の高女の整備が大きく前進した。

静岡県は大正期の初め郡立2中学があり、郡立豆陽中は1919年（大正8）度より漸く県立移管され、中学校増設も1922年（大正11）度より逐年増設せられ、愛知・三重県などより遅れた感がある。女子中等教育も1県立高女を除き、郡・町・組合立の公立や私立によって高女・実科高女が増設されてきたのである、既に述べたように県議会で県による女子教育施設の充実を要望されたこともある。高女、実科高女の県立移管については、1918年（大正7）、1919年（大正8）県会で高女引直しの意図を質問されたが、知事は明答を避け、郡制廃止の法律が公布された1921年（大正10）県会で郡立6高女が議決され、1922年（大正11）県会で県内高女の配置を勘案して町立掛川高女の移管が議決され、条件としての施設・設備の充実の上、寄附、1923年（大正12）度経常費負担を履行して1923年度より移管され、組合立の榛原・二俣の両高女も1922年県会で意見書が提出され1927年（昭和2）度より県立高女となつた。静岡県は1919年（大正8）文部省督学官が静岡県中等教育講評の中で触れたように「天竜・大井・富士の多くの河川を抱え、多額の治水改修工事費が必要で、土木費のため財政事情が苦しい」²⁶⁾うえに多数の組合立、町立の高女・実科高女が設置されており、移管が容易でなかったことが考えられる。

岐阜県は県会に「人材養成施設に関する要望」建議案が可決された1919年（大正8）、郡制廃止に關係なく、中津町立高女県立移管が議決され、ついで1920年（大正9）県会で町立2実科高女への県費補助費の増額が議決され、また郡制廃止と県立移管につき県の意向が質問されたが、郡制廃止は未必のこと、廃止が実現するや否や疑問で今日具体案を持合わせずと明答を避けた。廃止が決定された1921年（大正10）県会では郡立学校が施設・設備が整備されたら、出来得る限り県立移管の方針と答えたが、この年、郡制廃止・県立移管を見越し急拵、関町立実女、郡立海津・本巣の両高女、羽島実女など4校が駆込乗車の如く新設されていた。1922年（大正11）県会で郡立3校の外に関町立実女が同年武儀郡立高女に変更して、ともに移管案が上

程され、先行の高山・八幡の両町立実女が洩れることにつき、生後間もない郡立高女が移管になり、年を経た姉が外されたと県方針に疑義が出たが、県は郡立校のように設備が充実すれば、近い将来に移管したいと答え、八幡町立は1926年（大正15）度より、高山高女は1923年（大正12）新設の多治見町立高女とともに1927年（昭和2）県立に移管された。岐阜県では郡制廃止を目前にして急拠4郡立高女が設置され、他県よりも1年遅れて廃止施行直前に県立移管されたのが特徴であるが、一議員が「県立移管を願うため関係町村が増税、寄付或いは負債によって苦しい中を建築を急いだ」と語っているが、移管条件を履行するため整備を急いだ事情が浮出しにされている。

三重県では郡制廃止の法律が出た1921年（大正10）、11月開会の通常県会を控え、政友会が郡立校総て県移管建議案提出の意向を固めたのに対し、知事は同年8月「財政大膨脹の折、半数程度の移管さえ困難」と語り、8月末、県は阿山・桑名の二郡立高女の県移管、交通不便の地、尾鷲に高女新設の方針を発表した²⁷⁾。選から洩れた飯南・河芸両郡立高女のうち、飯南高女は同年7月から郡費・郡民有志の寄付金で校舎新設工事を起す計画であったが、移管見通しが暗くなり、郡有志大会を開催、暫定的には町村組合で維持するが、組合立では教員確保が困難なため、移管運動の推進を決議した。県は同年県会に方針通り郡立2高女の県移管と他の郡立・市立6高女と1技芸女学校に対する補助額の引上げ、例えば飯南高女は700円から4千余百円、河芸高女は600円から3千余百円の如く大幅な引上げ案を上程した。洩れた飯南郡選出県議の「名称が町村組合立高女と県立高女では生徒の精神上に及ぼす影響、良教師を得る上での非常な差、郡立校を県営に移した租税負担の上に、町村組合立負担の二重負担を負わねばならぬ」²⁸⁾との言は地域民の声を代弁したものである。1922年（大正11）県会に飯南とともに1921年（大正10）私立鐸鳴女学校を郡立に移した鈴鹿高女の県移管案を上程、知事は「今日の女子普通教育は中学・実業に比べ軽重がない。女子普通教育は従来動もすれば卒業で満足する傾向があったが、今日はその時代は経過した。時勢に適応した教育は女子にも必要」との説明は当時における理事者の女子中等教育に対する認識を示したものである。残る河芸・南牟婁両組合立高女も1923年（大正12）通常県会において県立移管案が可決された。郡制廃止に対する各県の対応と、高女教育史上の意義を総括すると、次の如く考えられる。

(1) 郡制廃止による県立移管は法律による至上命令であったが、東海各県は以上みてきた様に県により若干対応が異った。静岡県の如く、1921年（大正10）県会に郡立校の県移管案上程可決、1922年（大正11）度より移管になったが、組合立・町立高女が多く存在し、それらの移管が昭和年代にずれ込み、三重県は1921年（大正10）県会に一部移管案上程、翌年度より移管になったが施設状況をみて1924年（大正13）度より県立高女となった学校もあり、愛知県は1921年（大正10）県会に上程されたが、施設状況検分の上、1923年（大正12）度より移管、しかも同時に提案した町立高女の県立移管案は刈谷高女のみ政党間対立が禍いして著しく遅れ、岐阜県は提案が他の3県より遅れ、1922年（大正11）県会に上程、翌年実施となった。理事者の意向と県会側の対応の仕方によるものと考えられる。

(2) 郡制廃止による県立移管の際、理事者側は県内における高女の配置状況を勘案して、僻遠の地に新設（尾鷲高女の例）、あるいは町立校の移管など高女の拡充、または、整備に連った。

(3) 各県は概ね県内の高女配置の権衡を配慮し、施設整備の条件を付して移管を意図し、地元議員は当然地元利害を主張して活躍したが、地域利害のみでなく政党間の利害から鋭く介入して、愛知県の例で触れたように大きく影響された場合もあった。

(4) 郡制廃止が高女設置の好機会であり、それ見越したかの如く、実女を高女に組織替ある

いは郡立高女の新設など岐阜県の例は、高女設置機運の盛り上りと見るべきで、女子中等教育拡充の機会となった。

(5) 郡立・町立・組合立の県移管には各県とも校地・校舎・寄宿舎・設備等完備の条件があり、また概ね移管年度の経常費も地元寄附が課せられた。三重県桑名高女も校地拡張・講堂・寄宿舎建築費6万円を郡費・関係町村の負担に求め、飯南高女も9万円を郡費・町村課税・有志寄附金に求めた。愛知県も郡長・町村長に具体的条件を示し、施設の完備、敷地・建物の寄附を条件として移管を認めた。郡・町村の関係者は資金捻出に奔走・苦労したが、これにより高等小学校等を永らく仮用していた実女も高女に組織替、あるいは移管のために新築され、女子中等教育の拡充と整備に郡制廃止が貢献したと言える。

女子高等教育の動向

大正期の女子教育の動向に家族国家観を支えとした良妻賢母主義強化の動きと、デモクラシーなどを背景として性差を弱めた教育主義の台頭との相剋があった²⁹⁾。既に早く愛知県立第一高女長鶴飼金三郎も女子を如何に教育すべきか、女子教育の方針は未だ研究時代とし³⁰⁾

一方は女子を男子と同等に認めて男子に対抗しうるように教育せむとして、一方は女子を家庭の範囲に制限して教育せむと主張し、切言せば個人単位と家庭単位との女子教育が衝突しつつある時代であるまいか

と発言している。大正デモクラシー時代における良妻賢母主義をめぐる女子教育の進め方の見解の相違は「岐阜県教育」誌上でもみられるが、紙数の余裕もないでの別機会に譲りたい。大正期の女子教育のいま一つの動向は、女子高等教育への要望である。1918年（大正7）の「女子教育に関する臨時教育会議の答申」に高等女学校の修業年限と高等科の設置について

高等女学校ノ修業年限ハ五箇年ヲ以テ本体トナシ…近年ニ至リテハ尚一層高等ナル教育ヲ受ケムコトヲ希望スルモノ亦尠カラサルカ如シ…必要アルトキハ高等女学校ニ高等科ノ設置ヲ為スコトヲ得シメ一層精深ナル程度ニ於テ女子ノ高等普通教育ヲ授ケルノ途ヲ開クモ亦時勝ノ進運ニ伴ヒ必要ナルヘシト認ム³¹⁾

と答申し、答申の趣旨に従い、1920年（大正9）勅令199号により高等女学校令が改正せられ、「高等女学校ノ修業年限ハ五箇年又ハ四箇年…」「高等女学校ニ於テハ高等科、専攻科又ハ補習科ヲ置クコトヲ得」「高等科ハ精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ為スモノトス」と公示されたが、既に早く1907年（明治40）名古屋市立高女長佐藤雲韶が³²⁾

余は方今高等女学校を四ヶ年とするは、少しく慊焉（筆者註、不満）たらざる心地す。何となれば高等女学校が僅か四ヶ年にして堅固なる学問修養をなすべき歳月あるか。…余は女子の為めに更に高等なる学問教育を受くべき道途の開けんことは最も望む所にあれども、差当り高等女学校は之を五ヶ年とし、一は以て多少男子教育との平均を得しめ、一は以て女子に一層確実なる教育を受けしめんことを欲す…

と主張し、5年制高女の必要性を説いたが、1915年（大正4）東京府では5年制16校、4年制11校であったが³³⁾、名古屋市では実現をみず、時期尚早の感があった。愛知県では勅令公布の2年後、1922年（大正11）県立第一高女と名古屋市立高女が5年制となり、1925年（大正14）においても県立第一、名古屋市立3校と市立岡崎高女の5校のみが5年制となった。1931年（昭和6）度に至って5年制高女は公立、愛知県7校、静岡県2校、三重県2校、私立は愛知県3校、静岡県4校となった。

愛知県は1922年（大正11）度より県立第一高女の修業年限を5年とするとともに国語と英語の専攻科を設置し、1924年（大正13）度より英語を主にする高等科を設置せんとしたが、教室

不足のため専攻科廃止を文部省に申請したことが県会で明らかとなり、県当局を非難する声が高く、第一高女専攻科および本科生徒が新聞社、県議を訪問する存続運動に発展した。県は県立第二高女に国語を主にする高等科設置を以て解決したが、県議会においても議論の焦点となった問題であった。県はその間、名古屋市に県立女子大学設置構想を発表し、翌年知事は文科（国文科）、理科（家政科）の4年制女子専門学校設置を県会に提案する意図を語ったが実現に至らなかった。高等科は1925年（大正14）度11府県14校に設置されたが³⁴⁾、高等科は男子高等学校に比し、程度稍低く大学入学資格なく、また女子に希望の多い中等教員の無試験検定の特典がなく魅力に乏しく不振といわざるを得ず、愛知県も昭和年代に入っても生徒数は少なく、静岡県は1943年（昭和18）設置をみ、岐阜・三重両県は設置がなかった。昭和期に入って名古屋市に金城女子専門、楣山女子専門、安城町に安城女子専門学校が設立された。

ま　と　め

第一次大戦の好況にわいた1917年（大正6）ごろ以降、大正期は中等教育の拡張期であった。女子中等教育の面では、1911年（明治44）発足の実女は地方に増えつつあった女子技芸教育を公法化したもので、高女の教養主義に対し、実技中心教育であったが、中等教育の底辺を拡大した。臨時教育会議は「実科高等女学校ハ実科ノ名称アルカ為虚栄ヲ尚フノ生徒ハ之ニ入学スルヲ欲セサルノ傾向アルヲ以テ実科高等女学校ヲ改メテ高等女学校トナスモノ尠カラス」と実女が歓迎されていない実状を認めたが、家族制度の存続を重視し、実業教育を奨励せんとした同会議は実女の存続に決した。実女は静岡県に多く設置されたが、大正期後半は設置の容易な実女が、高女への過渡的役割をもち、多くは大正末期までに高女に組織替えし、また三重県にみると県立高女設置都市で高小卒を対象にした下級の実技女学校も生まれたが、実女が中等教育受容者層を拡充した事実は否めない。1921年（大正10）の郡制廃止法は教育面からみれば、いわば県立移管促進法であり、郡立校はもち論、組合立・町立高女の県立移管の機会であり、地元議員の活躍の場であったが、党略が介入して議会の議決が得られず、知事の主務省あて原案執行手続きにより移管なった刈谷高女の如き例もあった。しかし移管のため施設等条件が課せられたので地元負担により整備が行われ、女子中等教育の資質向上に寄与した。大正期における中等教育熱の向上は入学志願者の激増となり、とくに高女も中学と同様、学校間格差が入学難、小学校の準備教育の弊害が大正中期より各県とも社会問題となった。この渦中の愛知県教育会の調査結果によると³⁵⁾、1922年（大正11）度女子中等学校志願率（入学志願者 / 前年度尋小卒）は県全体で25.28%、名古屋市63.5%で直接国税3円以上納付者の子弟が志願したものとみているが、1925年（大正14）度の各県志願率をみると³⁶⁾、愛知県21.06%、静岡県15.23%、岐阜県17.29%、三重県17.80%、全国平均24.44%で、女子中等教育は拡充したが、なお普及という段階には程遠いものであったと考えられる。また女子高等教育要望の声は高まったが、まだ大都市中心の段階にあり、東海地方では愛知県にのみ設置されたが、高等科の存在的欠陥もあり1925年（大正14）第一高女65名、第二高女27名、1931年（昭和6）には県全体で1年6名、2年15名、3年32名の不振の状況に至った。

以上明治・大正期の東海4県の女子中等教育の展開の姿を3回にわたって考察してきたのであるが、もち論学校教育が文部省を中心とする国の施策を軸として展開された性格は、この稿においてもみることができた。しかしその展開過程において地方の県・自治体あるいは私学が各県それぞれ若干対応の差異がありながら女子中等教育の向上に努力を続けた歩みの跡を見る

ことができた。この稿をもって東海各県の女子中等教育の展開についてひとまず筆をおきたい。

文 献

- 1) 愛知県教育雑誌：268号，27～29（1609）
- 2) 同上 : 259号, 31～32 (1608)
- 3) 日本婦人問題資料集成 第4巻 教育 : 285～287 (1976)
- 4) 同上 : 292～293 (〃)
- 5) 婦人新聞 : 1910, 4. 29号 (519号)
- 6) 同上 : 1910, 5. 13号 (521号)
- 7) 同上 : 1911, 3. 10号 (564号) (高等女学校に関する疑問集一束つづき)
- 8) 同上 : 1911, 10. 6号 (594号)
- 9) 文部省年報, 第39年報 (明治44年度)
- 10) 国立教育研究所 : 日本近代教育百年史, 第5巻, 164～165, 国立教育研究所
- 11) 各年度の文部省年報により作表
- 12) 愛知県議会関係は愛知県議会 : 愛知県議会史, 第4巻 (1962) および第5巻 (1964) による。
- 13) 静岡県議会関係は静岡県議会 : 静岡県議会史, 第3巻 (1955) による。
- 14) 岐阜県議会関係は岐阜県議会 : 岐阜県議会史, 第1巻 (1980) による。
- 15) 岐阜県教育会 : 岐阜県教育, 280号 (1917. 6)
- 16) 三重県議会関係は三重県議会事務局所蔵の三重県議会, 議事速記録による。
- 17) 各年度の愛知県統計書による。
- 18) 金城学院 : 金城学院七十年史 (1960)
- 19) 静岡英和女学院 : 静岡英和女学院八十年史, (1971)
- 20) 学園史編集委員会 : 愛知淑徳学園史, (1965)
- 21) 梶山女学園 : 学園五十年を語る, (1954)
- 22) 学園七十年史編集委員会 : 春嵐, (1985)
- 23) 前掲, 愛知淑徳学園史
- 24) 静岡県立教育研修所 : 静岡県教育史, 通史篇下巻, 121～122, (1973)
- 25) 富田女子高校 : 六十年史 (1969)
- 26) 前掲 静岡県教育史, 通史篇下巻, 90 (1973)
- 27) 伊勢新聞, 大阪毎日新聞 : 1921. 8. 31付記事
- 28) 前掲 三重県議会議事速記録, 1921年通常県会小泉由藏議員の発言, 329～330.
- 29) 前掲 日本近代教育百年史 : 5巻 (上) 222.
- 30) 愛知教育 (前掲の愛知教育雑誌を改題) : 大典記念号 (1915), 46～49.
- 31) 前掲 日本婦人問題資料集成 : 第4巻, 教育, 513～516.
- 32) 前掲 愛知教育雑誌 : 240号: 女子教育に就き, 13～15 (1907. 4)
- 33) 文部省普通学務局 : 全国高等女学校・実科高等女学校ニ関スル諸調査 (1916)
- 34) 同上 諸調査のうち, 大正14年10月1日現在高等女学校高等科ニ関スル諸調査, (1926)
- 35) 前掲 愛知教育会発行 : 愛知教育1923年 (大正12) 3月号, 同会中等教育部会調査報告による。
- 36) 前掲 文部省普通学務局 : 全国高等女学校・実科高等女学校ニ関スル諸調査のうち, 1925年 (大正14) 度「尋常小学校第六学年以上女児童及中等学校入学志願者入学者ニ關スル調」による。